

武蔵野の森総合スポーツプラザ利用規程

(目的)

第1条 この利用規程（以下「本規程」という。）は、東京都スポーツ施設条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、武蔵野の森総合スポーツプラザの適正かつ円滑な運営を図るため、東京スタジアムグループの代表団体である株式会社東京スタジアム（以下「当社」という。）が運営方針、専用使用及び個人使用等について必要な事項を定めることを目的とする。

第1章 総則

(開館日)

第2条 原則として毎月第3水曜日、年末年始（12月28日～1月3日）、全館保守点検日、臨時休館日を除く日とする。ただし、第3水曜日を休館日にできない際に、休館日を代替で設定する場合がある。

2 専用使用施設については、使用日程に合わせ、休館日でも開館する場合がある。

(利用料金)

第3条 施設の専用使用及び個人使用の利用料金は、別表一に定めるとおりとする。

第2章 専用使用

(定義)

第4条 専用使用とは、団体、グループ、サークル等が施設を貸切で使用する場合をいう。

2 使用者とは、当社が使用承認を行った者をいう。

(使用承認の制限)

第5条 次の各号いずれかに該当するときは、条例第6条に基づき使用承認を行わないものとする。

- 一 施設の設置目的を逸脱するおそれがあるとき、使用させることが施設の目的に照らして不相当と認められるとき。
- 二 法令の規定に反する場合又は公共の秩序を乱し、善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- 三 喧噪が予想される又は施設、設備を破損させるおそれがあると認められるとき。
- 四 決定を受けた内容以外で施設を利用すると認められるとき。
- 五 暴力団体又は事業内容が明確でない団体、若しくはその関係者が主催、共催、後援若しくは協賛若しくは運営に関する行事に利用しようとするとき。
- 六 施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
- 七 施設の品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- 八 当社及び当社の関係者の信用を損なうおそれがあると認められるとき。
- 九 その他当社が不相当であると認めたとき。

(使用承認の取消し等)

第6条 次の各号いずれかに該当するときは、条例第12条に基づき使用承認後又は施設利用期間中においても、使用条件の変更・使用承認の取消し・使用の中止等の処置を取る。

- 一 所定の期日までに利用予納金又は利用料金を納入しないとき。
- 二 利用申請書に虚偽の記載があったとき又は決定した利用の目的・内容と異なる目的・内容で利用しようとするとき。
- 三 使用承認された場所以外で、作業や催物を行ったとき。
- 四 使用承認条件、利用規程及び当社の指示を遵守しなかったとき。
- 五 関係官公庁への届け出を怠ったとき又はその指示に従わないとき。
- 六 災害その他不可抗力によって、施設の利用ができなくなったとき。
- 七 施設の利用権の全部又は一部を第三者に譲渡あるいは転貸したとき。
- 八 第21条に該当する事由が発生したとき。
- 九 その他、当社が使用することが適当でないと認めたとき。

(反社会的勢力の排除)

第7条 使用者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）であると認められる場合又は主催するイベント等に反社会的勢力が出展、共催、協賛、後援又は業務の受託等で関与していると認められる場合は、使用できない。

- 2 使用承認後、前項の事由に該当していることが判明した場合は、使用承認を取り消す。
- 3 使用承認後、主催するイベント等に反社会的勢力が関与していることが判明した場合は、使用者は当該反社会的勢力との契約を解除しなければならない。
- 4 使用者が前項の措置を怠り、当社に損害が発生する場合、使用者が賠償することとする。

(使用者の責務)

第8条 使用者は常に善良な管理者の注意をもって利用するものとし、事前に当社の許可を受けた上で、全て使用者の責任と費用において、大会又はコンサート等大規模な催物の運営及び開催のための必要な作業を行うこと。

- 2 使用者は場内の秩序を保ち、観衆、選手、出演者、関係者等に規律ある行動について責任を持って指導すること。
- 3 音量や警備等を含む運営に対する苦情等については、使用者が誠意を持って対応すること。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は使用終了後、ただちに使用施設、諸室、備品及び付帯施設を原状に回復し、当社の点検を受けること。

- 2 使用者が使用施設、諸室、備品及び付帯設備を汚損又は滅失したときは、ただちに当社へ報告し、使用者及び当社双方の立会いのもとでその状況を確認し、これによって生じた損害を賠償すること。
- 3 使用者は第6条により、使用の中止や決定の取消し等を命じられた場合においても、ただちに使用施設、諸室、備品及び付帯設備を原状に回復し、当社の点検を受けること。

(免責と損害賠償責任)

第10条 当社施設の使用承認を取り消され又は利用の中止を命じられた場合、あるいは、利用の目的、内容の変更等が許可されない場合において、利用者がこれによって損害を受けても当社はその損害を賠償する責任を負わない。

- 2 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、使用予定日の使用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても当社はその損害を賠償する責任を負わない。
- 3 使用期間中に施設内及び敷地内において発生した人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損事故などの全ての事故については、当社に重大な過失がない限り、当社は一切の責任を負わない。
- 4 損害賠償保険、損害保険など必要な保険には、利用者が加入するものとする。

(専用使用対象施設及び使用時間)

第11条 専用使用の対象施設及び時間は次表のとおりとする。

施設	使用日時	備考
メインアリーナ	開館日の午前9時から午後9時まで（原則）	
サブアリーナ		
屋内プール		
会議室		A会議室、B会議室、C会議室、D会議室、貴賓室、控室
多目的スペース		
ロビー・エントランスホール、その他の施設		

(受付方法)

第12条 専用使用にあたり、優先受付と一般受付を行う。

(優先受付の対象)

第13条 優先受付の対象としては、次に掲げるものとする。

- 一 都又は都教育委員会が主催し、スポーツ振興に寄与すると認められる事業に使用するとき。
- 二 都又は都教育委員会が主催若しくは後援する公益性の高い事業に使用するとき。
- 三 官公署又はこれに準ずる団体が主催し又は後援する公益性の高い大規模な行事に使用するとき。
- 四 次表に定める「知事が認めるアマチュアスポーツ団体」が世界大会、全国大会、全都大会等で実績のある競技会に使用するとき。ただし、水泳にかかる事業については、競技会の規模等の理由により、他の施設において実施できない場合に限る。

① 日本スポーツ協会及びこれに加盟する競技団体
② 東京都スポーツ協会及びこれに加盟する競技団体
③ 日本パラスポーツ協会及びこれに加盟する競技団体
④ 東京都障害者スポーツ協会及びこれに加盟する競技団体
⑤ 日本レクリエーション協会及びこれに加盟する団体並びに東京都レクリエーション協会

及びこれに加盟している団体であって身体的活動を伴うレクリエーション団体
⑥ 全都的又は全国的な組織を有する各種スポーツ・レクリエーション団体（都又は都教育委員会が後援するもの）
⑦ 日本アメリカンフットボール協会及びこれに加盟する競技団体
⑧ 社団法人全国高等専門学校体育協会及びこれに加盟する競技団体
⑨ 新日本スポーツ連盟及び新日本スポーツ連盟東京都連盟
⑩ 関東児童自立支援施設少年卓球大会及び東京都児童福祉施設競技大会
⑪ 東京都高等学校野球連盟

- 五 世界的又は全国的なレベルのスポーツ団体等（プロスポーツを含む。）が、世界的又は全国的な競技会に使用する場合で、国際親善のほかスポーツの振興に寄与すると認められるとき。（世界的又は全国的な競技会については、必要な時点で調整し、決定する。）
- 六 入場料の徴収又はこれに類する取扱いをし、来場者が3千人以上を見込まれるコンサート等の大規模行事に使用するとき。
- 七 スポーツ団体及びその他の団体が行う学術・文化活動で、参加者（観客を含む。）が広範かつ大規模なものに使用するとき。
- 八 当社が自らスポーツ振興事業、地域貢献事業及び自主事業に使用するとき。ただし、使用に当たっては東京都への協議を必要とする。
- 九 その他、利用者サービス上必要とするスポーツ大会等に使用するとき。ただし、使用に当たっては東京都への協議を必要とする。

（優先受付の申込み）

第14条 優先受付による使用希望者は、使用月の属する年度の前々年度の3月31日までに、当社に申込書の提出によって申込を行う。

- 2 申込み後、使用希望者は、当社に宛て、事業計画書等を提出する必要がある。なお、計画書等とは、使用希望者の団体概要、事業概要及び運営体制を盛り込むものとする。加えて、本施設を初めて使用する使用希望者は、他会場における類似イベントの開催実績を記載する必要がある。

（優先受付申込みの競合）

第15条 受付開始日において、申込者間に使用申込施設及び時間の競合があった場合は、次の基準に照らし、使用希望者の事業計画書等をもとに公益性・事業規模・事業内容等を考慮し、調整を行い決定する。

- 2 第13条の一の事業については、第13条の二から九の事業に優先する。
- 3 第13条の七については、第13条の一から六の調整後に決定するものとする。
- 4 第13条の八及び九については、第13条の七の調整後に決定するものとする。
- 5 サブアリーナ使用希望者は、メインアリーナとの併用希望者を優先する。
- 6 会議室及び多目的スペース使用希望者は、メインアリーナ等との併用希望者を優先する。

(優先受付の仮承認及び利用予納金の支払)

第 16 条 調整後、使用月の属する年度の前年度の 7 月 31 日までの間に、当社より使用希望者宛て、仮承認可否の連絡を行う。

- 2 仮承認された使用希望者は、当社の仮承認日から 2 週間以内に、利用料金の一割に当たる利用予納金を支払わなければならない。期日までに利用予納金の支払がない場合は、仮承認を取り消す。
- 3 前項は、利用予納金を徴収する場合に限る。

(優先受付の使用承認及び利用料金の支払)

第 17 条 前条の利用予納金の納入を確認後、書面にて施設の使用承認を行う。使用承認を受けた者は使用日の 7 か月前までに利用料金の残額を支払わなければならない。期日までに残金の支払がない場合は、使用承認を取り消す。

(一般受付の対象)

第 18 条 一般受付の対象としては、次に掲げるものとする。

- 一 スポーツ団体等が競技会、練習、講習会、研修会又はレクリエーションのために使用するとき。
- 二 スポーツ団体及びその他の団体が、学術・文化活動、地域の賑わいに資する事業等で使用するとき。

(一般受付の初日申込)

第 19 条 一般受付による使用希望者は、使用月の 6 ヶ月前の月の初日までに空き状況を確認の上、窓口、FAX 又は郵送（必着）にて申込を行う。なお、申込初回は FAX、郵送又は窓口において利用登録を行うこと。

- 2 初日申込において、対象となる申込が競合した場合は、必要な調整を行い、調整ができないときは抽選により決定する。

(一般受付の先着順受付)

第 20 条 受付初日の翌日以降の申込については、受付順で決定する。

- 2 申込は、インターネット（予約システム）、FAX、郵送又は窓口で受け付ける。なお、インターネット（予約システム）での受付は、利用日の 6 カ月前の月の 8 日 13 時以降に開始する。
- 3 サブアリーナの半面使用については、使用月の 2 か月前の月の初日以降、インターネット（予約システム）、FAX、郵送又は窓口を通じて申込みを行う。

(一般受付の利用予納金の支払)

第 21 条 使用希望者は、申込日から 1 週間以内に、利用料金の一割に当たる利用予納金を支払わなければならない。期日までに利用予納金の支払がない場合は、決定を取り消す。

- 2 ただし、使用日の 1 ヶ月前以降の申込みの場合、利用料金は全額一括で支払うものとする。

(一般受付の使用承認及び利用料金の支払)

第 22 条 前条の利用予納金の納入を確認後、書面にて施設の使用承認を行う。使用承認を受けた者は

申込日から1ヶ月以内に利用料金の残額を支払わなければならない。期日までに残金の支払がない場合は、使用承認を取り消す。

(キャンセル)

第23条 使用承認後のキャンセルの場合、当社宛て、「キャンセル申込書」を提出する。なお、既納の利用料金及び利用予納金を還付しないものとする。

- 2 やむを得ない事情で残額利用料金納付期限までにキャンセルの申し出があった場合は、利用料金から利用予納金を除いた額を還付する。
- 3 利用日の変更を希望する場合は、キャンセルの上、再度申し込みを行う。この場合のキャンセルの取扱いについても、前2項の規定に従う。

(利用料金の還付)

第24条 天候、災害、その他の事故又は施設側に特別な理由があると認められる場合で、施設の提供ができなくなった場合、下記に掲げる額を還付する。

- | | |
|---------------------|---------|
| 一 使用開始前 | 利用料金の全額 |
| 二 使用時間の2分の1を経過しない場合 | 利用料金の半額 |

- 2 前項のほか、正当な理由があるときその他、特に必要があると認めるときは、既納の利用料金及び利用予納金の全部又は一部を還付することができる。

(事前打合せ)

第25条 使用者は、大会やコンサート等大規模な催物を実施するに当たり、使用日当日の大会日程、物品利用、駐車場の利用、会場準備、撮影、中継又は収録等について、当社と事前の打合せをしなければならない。また、打合せ時に、催物の運営情報を当社に提示することとする。

- 2 使用者は、施設内及び敷地内に広告掲示、物品販売、展示台の設置をするときは、当社の承認を得なければならない。

(利用目的、内容等の変更)

第26条 利用目的、内容を変更する際は、変更内容を当社に書面で提出し、当社の許可を得ること。なお、変更の内容によっては、変更の不許可、使用の中止、使用承認の取消しをする場合がある。

(事前告知)

第27条 第17条又は第22条に定める当社の承認が下りるまでは、当社施設の使用を前提とした事業の告知及び集客等を行うことはできない。

- 2 使用者が前項に反した場合は、当社は使用承認を取り消すことができる。この場合、既納の利用料金及び利用予納金は還付しないものとする。

(使用単位時間)

第28条 別表に定める使用単位の時間には、事前の準備・設備の原状復帰・事後の片付け・清掃及び更衣等の全ての時間を含むものとする。

(運動用品、消耗品等の取扱)

第 29 条 運動用品及び消耗品等は、使用者が用意するものとする。

(駐車場の利用)

第 30 条 使用者は定められた自動車導線を遵守し、道路の渋滞を発生しないよう誘導する等、近隣住民に迷惑をかけないよう配慮すること。

2 使用者は、警備員・係員を適切に配置して、歩行者の安全を確認するとともに違法駐車が発生しないようにすること。

(終了時の報告)

第 31 条 使用者は、当日の入場者総数を当社に届け出ること。

第 3 章 個人使用

(定義)

第 32 条 個人使用とは、次条に定める施設を個人が使用する場合をいう。

(個人使用対象施設及び使用日時)

第 33 条 個人使用できる施設、使用条件及び時間は次表のとおりとする。なお、屋内プールについては、専用使用がある場合、個人使用することはできない。

施設	使用条件	使用日時
屋内プール	・3 歳未満は入場不可 ・小学 3 年生以下は高校生以上の付添いが必要	平日及び土曜日 午前 9 時から午後 10 時 30 分まで
トレーニングルーム	・中学生以下は入室不可	日曜日及び祝日 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

注) (1) 屋内プールの付き添いは高校生以上とし、水着を着用する。付添い 1 名につき 2 名まで入場可とする。

(2) 最終入場は、閉館の 30 分前とする。

第 4 章 雑則

(メインアリーナコインロッカーの使用)

第 34 条 メインアリーナ設置のコインロッカーの使用は当日限りとする。

2 利用料金は次表のとおりとする。

区分	料金
コインロッカー(大)	500 円
コインロッカー(中)	300 円
コインロッカー(小)	200 円

(一般駐車場の利用料金)

第 35 条 一般駐車場の利用料金は次表のとおりとする。

区分	利用料金
一般利用	1 時間 500 円 以後、20 分毎に 200 円
	【備考】 1 障害者手帳をお持ちの方は無料 2 ジム・プール利用者、カフェにて 500 円以上利用 の方は 1 時間無料
大規模イベント主催者による貸切利用	全面 1 日 130,000 円 半面 1 日 80,000 円

(設備・用具の破損)

第 36 条 設備及び貸出用具等を破損又は紛失した場合は、実費相当額を弁償すること。

(施設入場の制限)

第 37 条 以下の事項について、入場の制限を行う。なお、専用使用の利用者は次の事項に該当する入場者が認められた場合には、使用者の責任において該当入場者の入場拒否及び退場を命じること。

- 一 伝染病の疾患があると認められる者
- 二 他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる物件もしくは動物を携帯する者
- 三 他人の迷惑となる行為をし又は施設を損壊する者
- 四 施設を利用することが、その者にとって危険であると認められる者
- 五 保護者が同伴しない 6 歳未満の者
- 六 管理上必要な指示に従わない者
- 七 その他、当社が不適当であると認めた者

(施設利用上の禁止事項)

第 38 条 施設内及び敷地内において、次の事項を禁止とする。なお、専用使用の利用者は次の事項に該当する入場者が認められた場合には、使用者の責任において該当入場者の入場拒否及び退場を命じること。ただし、催物等の実施上必要があると当社が認めた場合はこの限りではない。

- 一 指定する場所以外での飲食、喫煙及び火気を使用すること。

- 二 危険物の持込み
- 三 飲酒及び飲酒者の施設の使用
- 四 屋内プール、アリーナ面、トレーニングルームに土足で入場すること。なお、アリーナ面、トレーニングルームでは、室内運動靴を着用するものとする。
- 五 施設及びその付属物を損壊あるいは汚損すること。
- 六 指定する場所以外へ廃棄物、ごみ等を捨てること。
- 七 寄付及び募集行為をすること。
- 八 使用承認以外のことを行うこと。
- 九 その他、当社が不適当であると認めること。

(その他)

第 39 条 その他、各施設の運用基準に従うものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

ただし、第 35 条「一般駐車場の利用」については令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 利用料金表（略）